

## 平成30年第4回宮崎市議会（9月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	31件
報告	.....	13件
合計	.....	44件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（31件）

- ①平成29年度決算の認定等（17件） ⇒ 議案第99号～議案第115号
- ②平成30年度補正予算案（2件） ⇒ 議案第116号・議案第117号
- ③工事請負契約の締結（2件） ⇒ 議案第118号・議案第119号
- ④字の区域の変更（2件） ⇒ 議案第120号・議案第121号
- ⑤公有水面埋立てに関する意見書の提出（1件） ⇒ 議案第122号
- ⑥公立大学法人宮崎公立大学第3期中期目標（1件） ⇒ 議案第123号
- ⑦条例案（6件） ⇒ 議案第124号～議案第129号

##### (2) 報告（13件）

- ①継続費精算報告（2件） ⇒ 報告第27号・報告第28号
- ②健全化判断比率の報告（1件） ⇒ 報告第29号
- ③資金不足比率の報告（1件） ⇒ 報告第30号
- ④経営状況の報告（5件） ⇒ 報告第31号～報告第35号
- ⑤公立大学法人の年度業務実績評価結果の報告（1件） ⇒ 報告第36号
- ⑥専決処分の報告（3件） ⇒ 報告第37号～報告第39号
  - ・ 議決事項の一部変更（1件）
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

### 3 議案の概要

平成29年度決算の認定等（17件）

議案第99号 平成29年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	1,639億	312万2,439円
歳出総額	1,606億3,977万2,517円	
歳入歳出差引額	32億6,334万9,922円	
繰越額	5億6,170万7,221円	(継続費通次繰越、繰越明許費)
実質収支額	27億	164万2,701円
基金繰入額	15億	円
差引	12億	164万2,701円

議案第100号 平成29年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	16億1,513万7,961円	
歳出総額	16億	538万2,883円
歳入歳出差引額		975万5,078円
繰越額		136万5,696円 (繰越明許費)
実質収支額		838万9,382円
基金繰入額		838万9,382円
差引		0円

議案第101号 平成29年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額		
歳入総額	521億1,806万9,129円	
歳出総額	498億8,037万8,326円	
歳入歳出差引額	22億3,769万	803円
繰越額		0円
実質収支額	22億3,769万	803円
基金繰入額	11億2,000万	円
差引	11億1,769万	803円

議案第102号 平成29年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	45億5,088万2,036円
歳出総額	45億3,654万4,026円
歳入歳出差引額	1,433万8,010円
繰越額	0円
実質収支額	1,433万8,010円

議案第103号 平成29年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億7,812万9円
歳出総額	2億7,811万2,609円
歳入歳出差引額	7,400円
繰越額	0円
実質収支額	7,400円
基金繰入額	7,400円
差引	0円

議案第104号 平成29年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	6億9,115万6,890円
歳出総額	6億9,115万6,890円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第105号 平成29年度宮崎市用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	1,888万3,016円
歳出総額	1,888万3,016円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第106号 平成29年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定  
について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	9, 141万6, 564円
歳出総額	7, 165万 73円
歳入歳出差引額	1, 976万6, 491円
繰越額	0円
実質収支額	1, 976万6, 491円

議案第107号 平成29年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	327億5, 973万6, 227円
歳出総額	319億1, 044万1, 108円
歳入歳出差引額	8億4, 929万5, 119円
繰越額	0円
実質収支額	8億4, 929万5, 119円
基金繰入額	2億9, 100万3, 929円
差引	5億5, 829万1, 190円

議案第108号 平成29年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億9, 163万4, 940円
歳出総額	2億9, 149万3, 220円
歳入歳出差引額	14万1, 720円
繰越額	0円
実質収支額	14万1, 720円

議案第109号 平成29年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	3億2, 742万3, 011円
歳出総額	2億7, 387万7, 658円
歳入歳出差引額	5, 354万5, 353円
繰越額	0円
実質収支額	5, 354万5, 353円

議案第110号 平成29年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	230億7,763万4,028円
歳出総額	230億7,763万4,028円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第111号 平成29年度宮崎市水道事業会計剰余金の処分及び平成29年度宮崎市水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分	
平成29年度宮崎市水道事業会計未処分利益剰余金のうち1,262,660,257円を建設改良積立金に積み立てる。	
◇決算額	
収益的収入	86億6,112万3,274円
収益的支出	71億6,405万4,733円
差引	14億9,706万8,541円
消費税等差引額	2億3,440万8,284円
当年度純利益金額	12億6,266万257円

議案第112号 平成29年度宮崎市工業用水道事業会計剰余金の処分及び平成29年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分	
平成29年度宮崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の671,006円を建設改良積立金に積み立てる。	
◇決算額	
収益的収入	1,360万8,949円
収益的支出	1,260万1,703円
差引	100万7,246円
消費税等差引額	33万6,240円
当年度純利益金額	67万1,006円

議案第 113 号 平成 29 年度宮崎市公共下水道事業会計剰余金の処分及び平成 29 年度  
宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

平成 29 年度宮崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金のうち 10,475,000 円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	106億4,469万9,835円
収益的支出	104億4,075万92円
差引	2億394万9,743円
消費税等差引額	1億9,347万4,743円
当年度純利益金額	1,047万5,000円

議案第 114 号 平成 29 年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び平成 29 年  
度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

平成 29 年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち 37,435,085 円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	6億8,520万3,180円
収益的支出	6億4,621万2,098円
差引	3,899万1,082円
消費税等差引額	155万5,997円
当年度純利益金額	3,743万5,085円

議案第 115 号 平成 29 年度宮崎市田野病院事業会計剰余金の処分及び平成 29 年度宮  
崎市田野病院事業会計決算の認定について 【保健医療課】

◇剰余金の処分

平成 29 年度宮崎市田野病院事業会計未処理欠損金のうち 13,688,498 円を  
資本金に組み入れる。

◇決算額

収益的収入	8億9,011万3,415円
収益的支出	10億3,306万4,283円
差引	▲1億4,295万 868円
消費税等差引額	0円
当年度純損失金額	1億4,295万 868円
前年度繰越欠損金	10億6,160万9,923円
繰越欠損金	12億 456万 791円

平成 30 年度補正予算案 (2 件)

《一般会計》

議案第 116 号 平成 30 年度宮崎市一般会計補正予算 (第 2 号) 案

【財政課 (予算担当課)】

《特別会計》

議案第 117 号 平成 30 年度宮崎市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 案

【財政課 (予算担当課)】

別添「平成 30 年度 9 月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工 2 工区）

◇工事概要

- 1 工事内容 小戸之橋 上部工 2 工区（A 1～P 2）
  - ・ 施工延長：L = 174.5 m
  - ・ 幅員：16 m～19 m
  - ・ 形式：PC 連続箱桁橋
  - ・ 架設工法：片持架設工法
- 2 工事場所 宮崎市出来島町地先
- 3 完成期限 平成 32 年 3 月 31 日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

1,210,626,000 円

◇契約の相手方

コーアツ・桜木・村田特定建設工事共同企業体



## ◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

## ◇工事名

宮崎市民文化ホール空調設備更新工事(その1)

## ◇工事概要

## 1 工事内容 宮崎市民文化ホールの空調設備更新工事

・吸収式冷温水発生機 2基

冷房能力 1, 125.0kW(320USRT)

暖房能力 941.0kW

・クーリングタワー 2基 冷却能力 2,085.0kW

・循環水ポンプ更新 22.0kW~37.0kW 8台

・各系統エアハンドリングユニット 8台(1台は撤去のみ)

・片吸込シロッコファン 0.4kW~18.5kW 7台

・機器類周り配管及びダクト類 一式

・喫茶コーナー外空調設備 一式

## 2 工事場所 宮崎市花山手東3丁目25番地2

## 3 完成期限 平成31年6月28日

## ◇契約の方法

条件付一般競争入札

## ◇契約の金額

240,062,400円

## ◇契約の相手方

エアシステム・旭空調設備特定建設工事共同企業体

## ◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

## ◇変更内容

平成30年3月4日換地計画決定に係る土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業（第2内山地区）2換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	現行	変更後
1	「宮崎市高岡町飯田字椎屋の一部」 ほか	「宮崎市高岡町飯田字西ヶ迫」
2	「宮崎市高岡町飯田字西ヶ迫2897に隣接する道路である市有地の一部」ほか	「宮崎市高岡町飯田字立元」
3	「宮崎市高岡町飯田字立元の一部」 ほか	「宮崎市高岡町飯田字岩下」
4	「宮崎市高岡町飯田字西ヶ迫の一部」、「宮崎市高岡町飯田字椎屋の一部」及び「宮崎市高岡町飯田字吐合の一部」ほか	「宮崎市高岡町飯田字板ヶ八重」
5	「宮崎市高岡町飯田字椎屋2773、2775の地先の水路である市有地の全部」ほか	「宮崎市高岡町飯田字椎屋」
6	「宮崎市高岡町飯田字盛田の一部」 ほか	「宮崎市高岡町飯田字徳広」

## ◇施行日

土地改良事業（県営経営体育成基盤整備事業（第2内山地区）2換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

## ◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

## ◇変更内容

平成30年3月20日換地計画決定に係る土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（中山・花見地区）3換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	現行	変更後
1	「宮崎市高岡町花見字平田の一部」ほか	「宮崎市高岡町花見字黒谷」
2	「宮崎市高岡町花見字黒谷の一部」、「宮崎市高岡町花見字迫田の一部」及び「宮崎市高岡町花見字矢越の一部」ほか	「宮崎市高岡町花見字平田」
3	「宮崎市高岡町花見字迫田の一部」ほか	「宮崎市高岡町花見字矢越」

## ◇施行日

土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（中山・花見地区）3換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

## ◇提案理由

水産物供給基盤機能保全事業に伴う公有水面埋立てについて、宮崎県知事から公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき意見を求められたので、同条第4項の規定により、本案を提出するもの。

## ◇意見書の概要

次の公有水面を埋立てることについては異議はない。

港名	野島漁港
埋立位置	宮崎市大字内海浜田地先公有水面
埋立面積	150.85㎡
埋立地の用途	漁港施設用地
出願人	宮崎県

議案第 1 2 3 号 公立大学法人宮崎公立大学第 3 期中期目標について 【企画政策課】

◇提案理由

公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定により、本案を提出するもの。

◇中期目標の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで（第 3 期）

**議案第 1 2 4 号から議案第 1 2 9 号まで 条例案（6 件）**

議案第 1 2 4 号 宮崎市議会議員及び宮崎市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について 【選挙管理委員会事務局】

◇提案理由

公職選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用の公費負担が可能となったことに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 選挙運動用ビラの作成の公営（第 7 条）

宮崎市議会議員の選挙において、候補者は、第 10 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。

2 公費負担の限度額（第 10 条）

選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、7 円 51 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（その枚数が 4,000 枚を超えるときは 4,000 枚）を乗じて得た金額とする。

◇施行期日

平成 3 1 年 3 月 1 日（経過措置の規定あり）

議案第 125 号 宮崎市交流センター条例の一部改正について 【地域コミュニティ課】

◇提案理由

本市に清武地区交流センターを設置するため。

◇主な内容

第 2 条の表に次のように加える。

名称	位置
宮崎市清武地区交流センター	宮崎市清武町今泉甲 2694 番地 3

◇施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 126 号 宮崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

本市職員の懲戒に関し、減給の期間及び額並びに停職の期間についての改正を行うため。

◇主な内容

1 減給の期間及び額に係る改正（第 4 条）

- (1) 減給の期間を「6 月以下」から「1 年以下」に延長する。
- (2) 管理職手当の支給を受ける職員については、減給の額の上限を給料の「10 分の 1 以下」から「5 分の 1 以下」に引き上げる。

2 停職の期間に係る改正（第 5 条）

停職の期間を「6 月以下」から「1 年以下」に延長する。

◇施行期日

平成 30 年 10 月 1 日（経過措置の規定あり）

## ◇提案理由

建築基準法の改正等に伴い、手数料の新設を行う等のため。

## ◇主な内容

## 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務

【建築住宅課】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録手数料の規定について全て削除する。

## 2 建築基準法に基づく事務

【建築指導課】

建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査に係る手数料及び1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料を新設する。

手数料の名称	金額（1件につき）
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000 円
1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000 円

## ◇施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号の政令で定める日（ただし、1は公布の日施行。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

児童クラブ事業の利用区分及び負担金の額を変更する等のため。

◇主な内容

1 関係条文に係る改正（第1条）

「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

2 事業の利用区分に係る改正（第3条）

児童クラブの利用区分を毎週月曜日から土曜日までの利用及び毎週土曜日における利用から、毎週各曜日ごと（日曜日を除く。）の利用に改める。

3 負担金の額に係る改正（第5条、第6条、別表第1及び別表第2）

上記2の利用区分に係る改正に伴い、負担金の額の改定を行う。

（1）通常利用

区分	負担金（月額）
毎週1日の利用	500円
毎週2日の利用	1,000円
毎週3日の利用	1,500円
毎週4日の利用	2,000円
毎週5日の利用	2,500円
毎週6日の利用	3,000円

※1 利用児童が2人いる場合は、高い方の負担金は半額。

※2 多子世帯については、引き続き3人目以降は、無料とする。（長期休業期間利用についても同じ。）

（2）長期休業期間利用

区分	負担金（期間額）					
	長期休業期間のみ の利用	通常利用に加えて行う長期休業期間の利用				
		通常利用 が毎週1 日の場合	通常利用 が毎週2 日の場合	通常利用 が毎週3 日の場合	通常利用 が毎週4 日の場合	通常利用 が毎週5 日の場合
春季休業期間における利用	360円	300円	240円	180円	120円	60円
夏季休業期間における利用	3,600円	3,000円	2,400円	1,800円	1,200円	600円
冬季休業期間における利用	720円	600円	480円	360円	240円	120円
学年末休業期間における利用	360円	300円	240円	180円	120円	60円

◇施行期日

平成31年4月1日（ただし、1は公布の日施行。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 代替保育の提供に係る連携施設の確保に係る改正（第6条）

家庭的保育事業者等について、代替保育の提供に係る連携施設を確保することが著しく困難と認められる場合であって、連携協力者との間で役割分担及び責任の所在が明確化されている等の要件を満たすと市長が認めるときは、当該家庭的保育事業者等は、代替保育の提供に係る連携協力者を適切に確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設の確保に代えることができることとする。

2 食事の提供の特例の改正（第16条）

家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する等一定の要件を満たす者として市長が適当と認めるものの施設において調理した食事を搬入する方法により、食事の提供ができることとする。

3 食事の提供の経過措置に係る規定の追加（附則第2条）

平成27年3月31日において現に存する保育を行うことを目的とする施設又は事業者であって、同年4月1日以後に家庭的保育事業の認可を得たものについて自園調理を要しないこと等とする経過措置の期間を、同日から起算して10年を経過する日までとする。

4 その他（附則による改正）

「宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の一部改正（法改正に伴う関係条文の項ずれの改正）

◇施行期日

公布の日



#### 4 報告の概要

報告第27号 平成29年度宮崎市水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要					
地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。					
◇内容					
＜水道事業会計＞					(単位：円)
款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①－②
1 水道事業 資本的支出 1 建設改良費	富吉浄水場電気 設備・薬注設備更 新事業	H27 ～29	2,047,373,000	1,326,709,400	720,663,600

報告第28号 平成29年度宮崎市公共下水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要					
地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。					
◇内容					
＜公共下水道事業会計＞					(単位：円)
款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①－②
1 下水道事業 資本的支出 1 建設改良費	佐土原浄化セン ター水処理施設 (4池) 土木・建 築工事	H26 ～29	550,000,000	512,249,000	37,751,000

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

＜健全化判断比率＞ (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	7.9 (25.0)	51.7 (350.0)

※ 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

※ 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※ 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

＜資金不足比率＞ (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—	田野病院事業会計	—
工業用水道事業会計	—	卸売市場特別会計	—
公共下水道事業会計	—	公設合併処理浄化槽事業特別会計	—
農業集落排水事業会計	—	宅地造成事業特別会計	—

※ 「—」は、資金不足額がないことを示す。経営健全化基準はいずれの会計も「20%」。

### 報告第31号～報告第35号 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

<b>【報告第31号】</b> 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度事業報告書及び決算書</li><li>平成30年度事業計画書及び収支予算書</li></ul>	<b>【企画政策課】</b>
<b>【報告第32号】</b> 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度事業報告書及び決算書</li><li>平成30年度事業計画書及び収支予算書</li></ul>	<b>【教育委員会 生涯学習課】</b>
<b>【報告第33号】</b> 一般財団法人宮崎市清武文化会館の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度事業報告書及び決算書</li><li>平成30年度事業計画書及び収支予算書</li></ul>	<b>【文化・市民活動課】</b>
<b>【報告第34号】</b> 公益財団法人宮崎市体育協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度事業報告書及び決算書</li><li>平成30年度事業計画書及び収支予算書</li></ul>	<b>【スポーツランド推進課】</b>
<b>【報告第35号】</b> 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度営業報告書</li><li>平成30年度事業計画書</li></ul>	<b>【公園緑地課】</b>

### 報告第36号 公立大学法人宮崎公立大学の平成29年度業務実績に関する評価結果について

<b>◇概要</b> 地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の平成29年度業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。 ＜提出書類＞ <ul style="list-style-type: none"><li>公立大学法人宮崎公立大学平成29年度業務実績に関する評価結果</li></ul>	<b>【企画政策課】</b>
--	----------------

## 報告第37号～報告第39号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

### (1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第37号 専決処分の報告について

【契約課(地域コミュニティ課)】

#### ◇概要

平成29年12月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

#### ◇変更事項

「3 契約の金額 384,318,000円」を  
「3 契約の金額 385,147,233円」に変更する。  
(829,233円の増額)

#### ◇変更理由

##### ・インフレスライド条項の規定に基づく変更について

公共工事設計労務単価の引上げ及び国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要が生じたため。

##### ・地盤改良に係る数量変更について

当初設計では事前のボーリング調査3箇所の結果に基づく計画としていたが、着工後に行う平板載荷試験で地耐力を確認した結果、地盤改良の範囲を増やす必要が生じたため。

##### ・山留めに係る工法の変更について

当初設計では既存防火水槽の解体に伴い、鋼矢板打込みによる山留めを計画していたが、着工後にその周辺を試験掘りした結果、砂礫層等の安定した地層が確認できたため、法付けオープンカットによる山留めに変更したもの。

#### ※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成29年12月定例会 議案第147号）

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1 工事名    | （仮称）清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事 |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                  |
| 3 契約の金額  | 384,318,000円               |
| 4 契約の相手方 | マスジュー・大成住宅・昭和特定建設工事共同企業体   |

**(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故等）**

報告第38号・報告第39号 専決処分の報告について

<b>【報告第38号】</b>	<b>【道路維持課】</b>
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の軽自動車は道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年4月7日
《事故の場所》	宮崎市大字本郷北方2116番地3先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 5,130円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市40%、相手方60%
<b>【報告第39号】</b>	<b>【教育委員会 企画総務課】</b>
《事故の概要》	駐車中の相手方の軽自動車に市立七野小学校の児童が引いていたリヤカーが接触し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成30年5月14日
《事故の場所》	宮崎市田野町乙3521番地2 市立七野小学校敷地内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 65,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%